

大阪市立歌島小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、心豊かに、たくましく生きぬく子どもを育てるために「歌島小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ・児童、教職員ともに、いじめを絶対に許さない意識をもつ。
- ・未然防止・早期発見のため、定期的に調査を行い、事案については、学校全体として共通理解を図る。
- ・家庭・地域との連携を重視し、把握した事実、対応した内容等、家庭への連絡を密にするとともに、状況改善へ向けて家庭と学校が連携していく。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ①配慮を要する児童の共通理解と個に応じた指導を徹底する。
- ②合同授業や交換授業等を通して指導の一貫性を得るとともに、隣接学級や異学年との学びの機会を大切にする。
- ③自分の考えをまとめて話したり友達の意見を聞いて要旨を理解したりできるようにする。

(2) 自己有用感を高めるために(児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から)

- ①縦割り班活動を中心として、異学年での活動の場を多く設定する。上級生は下級生の思いを受け入れたり、活動を補助したりすることを通して優しさや責任感が養えるようにする。下級生は、友達や上級生との連帯感を高めていく。
- ②全児童の前で認められる機会を設定していく。(児童会活動の認証式、委員会活動の発表、賞状の授与等)

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①道徳教育や学級活動の年間指導計画の中に、仲間づくりや思いやりの学習内容を必ず位置付ける。
- ②「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるようにする。
- ③ゲストティーチャーを招いたり、特別授業を行ったりすることで、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感できる体験活動を実施する。
- ④情報モラルについて、理解を深まるようにするとともに、モバイル端末の適切な使用についても指導を進める。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ・教職員間の連携を密にし、児童のささいな変化を情報共有できるようにする。
- ・毎学期に行ういじめアンケートにおいて、あがった事案については面談により事実の確認を丁寧に行い、早急に解決を図る。異学年の情報については、その担任と連携を図りながら、同様に事案の解決に取り組む。
- ・事案が起きた際には、担任はもちろんのこと、スクールカウンセラー等も活用し、児童の心のケアを行う。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指

導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ・いじめ事案が発生した際には、早急に管理職へ報告し、組織として解決策を模索できるようする。
- ・事案解決に向けては、担当の学年だけでなく、情報の共有化を図り、他の教職員にも協力を仰ぐことをスタンダードとする。
- ・被害児童には、事案の解決後も注意して見守り、心のケアを行っていく。加害児童には、謝罪等の表面上の行動で終わることなく、当該児童の社会性の養育も欠かさぬようとする。
- ・事案によっては、教頭を窓口とし、警察などの関係機関との連携も行っていく。
- ・ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用を図り、指導者の見識を広げ、新しいいじめの形にも対応できるようにする。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ①組織については、いじめ対策委員会を組織名とし、管理職・生活指導部長・学年主任・養護教諭を常設の委員とし構成する。事案発生時には、これに当該児童の担任を加えて構成する。
- ②校内研修会を実施する。
- ③いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。

【年間計画】

- ・児童対象いじめアンケート調査(年3回)6月、11月、2月
 - ・保護者対象いじめアンケート調査(年3回)6月、11月、2月
 - ・学級担任による児童からの聞き取り調査(年3回)6月、11月、2月
- ※同時期に行う児童対象、保護者対象いじめアンケートによって名前のあがってきた児童を聞き取り対象とする。

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①学校だよりによる保護者への子どもを見守る啓発を行う。
- ②民生委員協議会等と連携し、情報交流を図り、学校・地域ともに早期発見と早期対応に取り組む。

(3) 取組内容の検証

- ①「学校のきまりを守れているか」「あたたかい言葉を使っているか」「進んであいさつをしているか」「ともだちを大切にしているか」等、学校アンケートの結果を振り返りながら、児童への指導の在り方を見直すようする。
- ②運営に関する計画にあげているように、いじめの組織的対応、児童の行動や意識面の変容を9月、2月に振り返り、後期、及び次年度への計画へ活かしていく。

7. 重大事態(いじめ防止対策推進法第28条)への対処

(1) 重大事態の判断について

次のような事案が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- 一 いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身または財産に重大な被害」の具体としては、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

- | | |
|------------------|------------------|
| ・児童が自殺を企画した場合 | ・身体に重大な障がいをおった場合 |
| ・金品等に重大な被害をおった場合 | ・精神性の疾患を発症した場合 |

「相当の期間」の具体については、以下の内容を目安とする。

- ・不登校の定義も踏まえ、年間 30 日
- ・児童がいじめにより一定期間連續して欠席した場合

(2) 重大事態の調査と報告について

- ①重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- ②「いじめ対策委員会」が中心となって、事実内容の把握に努める。
- ③事実把握のためアンケートを行う際には、その旨を調査対象の児童や保護者に説明してから行うものとする。
- ④学校が把握した事実内容はいじめを受けた児童及びその保護者へ提供する。